

# 「自動車保管場所届出書」の記載要領

## 自動車保管場所の届出とは？

軽自動車を新規に運行の用に供しようとする場合や登録自動車及び軽自動車の保管場所のみ変更した場合に、届出書及び添付書類を提出して行う届出をいいます。

警察署で配布している「自動車保管場所届出書(1枚目)」は、「保管場所標章交付申請書(2枚組)」とセットになっており、3枚綴りの複写式になっているので、ボールペン等で強くしっかり書いてください。

### 3枚綴り内訳

1枚目	自動車保管場所届出書	
2枚目	保管場所標章交付申請書	
3枚目	保管場所標章交付申請書	愛媛県収入証紙貼付(500円)が必要です。

## 保管場所標章交付申請とは？

自動車保管場所届出書を提出する際に同時に提出する書類です。

自動車の保有者が標章の交付を受けるため、保管場所を管轄する警察署長に標章交付申請書を提出して行う申請のことです。

別記様式第2号(第3条関係)

①自動車保管場所届出書 <b>新規・変更</b>			②自動車の区分	登録・ <b>軽</b>
③車名	④型式	⑤車台番号	⑥自動車の大きさ	
スズキ	ABC-DE123	DE123-456789	長さ	350 センチメートル
			幅	150 センチメートル
			高さ	150 センチメートル
⑦自動車の使用の本拠の位置	松山市若草町7番地			
⑧自動車の保管場所の位置	松山市若草町7番地 (変更前 )			
⑨ ※保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
			⑪ 平成 19 年 11 月 27 日	
⑩ 松山東 警察署長 殿			〒 ( 790 - 0808 )	
			住所 松山市若草町7番地	
⑫届出者 氏 名			松山 太郎	
			電話番号 ( 089 ) 934 局 0110 番	

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。
- 5 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

☆ 保管場所を管轄する警察署に提出してください。

⑬届出自動車登録番号		愛媛580あ〇〇〇〇
旧車 (代替)	登録番号	愛媛 50 た□□□□
	車台番号	ASDF-GHJ789

⑭ 保管場所 の所有者	<b>自己単独</b>
	他人
	共有

⑮ 連絡先	〇〇自動車販売(株)
	愛媛 次郎
	089-943-0110

欄		作成要領	
①	新規・変更	<p>該当する方に○を入れてください。</p> <p>新規:軽自動車を新規に運行の用に供するときなど</p> <p>変更:保管場所のみ変更した場合</p>	
②	自動車の区分	<p>該当する方に○を入れてください。</p> <p>登録:登録自動車</p> <p>軽 :軽自動車</p>	
③	車名	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	(例)トヨタカロラの場合:トヨタ と記載
④	型式	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	数字と英字、同音異字の記載ミスが多いため、注意してください。
⑤	車台番号	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	
⑥	自動車の大きさ	自動車検査証のおり記載してください。 センチメートル単位で記載してください。	
⑦	自動車の使用の本拠の位置	自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在をいい、具体的には、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をするという実態を備えている場所のことです。実際に居住実態及び営業実態のある場所でなければなりません。	
		(個人)	実際に居住する所在地(通常は住民票の住所地と同様)。
		(法人)	実際に営業を行っている事務所又は営業所。
		<p>※ 届出者の住所地と使用の本拠の位置が異なる場合は次のような疎明資料を求める場合があります。</p> <p>住民票の写し、印鑑証明書、電話料金領収書、使用の本拠の位置宛に配達された郵便物(消印あり)等</p>	
⑧	自動車の保管場所の位置	駐車場の所在地と車庫の特定番号を記載します。	
⑨	※保管場所標章番号	「備考 1」を参照してください。	
⑩	警察署長名	提出する警察署名を記載してください。※提出先は、保管場所を管轄する警察署で、住所地を管轄する警察署ではありません。	

⑪	日付	窓口に届出を行う日を記入してください。	
⑫	届出者欄	注意事項	
	個人の方	届出者とは、通常、自動車の所有者又は使用者です。警察署に書類を提出する方ではないのでご注意ください。 必ず <b>住民登録・印鑑登録に係る住所及び氏名</b> を記載してください。	
	法人の方	住民票又は印鑑証明書の「住所」と「氏名」の記載 + 押印 ※届出者は署名することにより、押印を省略できます。(この場合、訂正があれば訂正箇所にご署名してください。) 登記簿又は印鑑証明書の「所在地」と「 <b>法人名+法人の代表者名の併記</b> 」+ 押印 押印方法については次のいずれかである必要があります。 ・ 代表取締役と刻印された印                      ・ 会社名の印と代表の認め印の両方	
⑬	届出自動車登録番号	届出の時点で当該届出車両の登録番号を記載してください。	
⑭	旧車 (代替)	登録番号	「代替え」の場合、旧車両の登録番号(ナンバー)を記載してください。
	車台番号	「代替え」の場合、旧車両の車台番号を記載してください。	
⑮	保管場所の所有者	自己所有の土地又は建物を保管場所として使用する場合	「自己単独」に○を入れてください。 次のうちいずれかを届出書に添付してください。 ・自認書    ・登記簿
		他人所有の土地又は建物を保管場所として使用する場合  <b><u>原則として、おおむね3箇月以上の使用期間のある権原書が必要です。</u></b>	「他人」又は「共有」の該当する方に○を入れてください。 次のうちいずれかを届出書に添付してください。 ・ 駐車場賃貸借契約書の写し ・ 保管場所使用承諾書(契約書がないとき) ※共有の場合は、共有者全員の使用承諾書が必要です。 詳しくは使用承諾書の記載要領を参照してください。 ・ 駐車場の料金の領収書 ※契約書がないとき又はその他必要と認める場合
⑯	連絡先	届出内容について、警察から質問させていただいた場合に直ちに答えられる方の氏名、電話番号を記載してください。	

各項目の記載要領については、届出書と同じです。

申請者保管用

別記様式第3号(第4条関係)

保管場所標章交付申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
〇〇〇	ABC-DE123	DE123-456789	長さ	350 センチメートル
			幅	150 センチメートル
			高さ	150 センチメートル

自動車の使用の本拠の位置 松山市若草町7番地

自動車の保管場所の位置 松山市若草町7番地

届出書と同時に提出される場合、日付は記入しないで提出してください。

私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。

年 月 日

松山東 警察署長 殿

〒 ( 790 - 0808 )

住所 松山市若草町7番地

申請者 氏 名 松山 太郎

電話番号 ( 089 ) 934 局 0110 番

松山

保管場所標章番号  
通知書欄は、記入し  
ないでください。

第 号 保管場所標章番号通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号

年 月 日

警察署長 印

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

申請自動車登録番号	愛媛580あ〇〇〇〇	
旧車 (代替)	登録番号	愛媛 50 た□□□□
	車台番号	ASDF-GHJ789

保管場所 の所有者	自己単独
	他人
	共有

連絡先	〇〇自動車販売(株)
	愛媛 次郎
	089-943-0110